

## 農業経営基盤強化準備金制度について

(重要なお知らせ)

令和5年12月

## 1 農業経営基盤強化準備金制度の概要

認定農業者などの担い手が、規模拡大や農業用機械装備等の高度化等のための内部留保を通じて、経営改善を図ることを目的として、平成19年度税制改正において**農業経営基盤強化準備金制度が創設**されました。

## 【特例措置の内容】

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画に従い、**農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合**、この積立額を**個人は必要経費に、法人は損金に算入**できます。
- さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用機械・施設等**を取得した場合、**圧縮記帳**できます。

## 2 対象要件

## ● 対象者

次の3つの要件をすべて満たす者

- ①青色申告者
- ②認定農業者又は認定新規就農者
- ③**地域計画において農業を担う者として位置づけられている者**\*

※ 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられている者 (**令和6年度までの経過措置**)



## ● 対象交付金

- ①畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
- ②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ）
- ③水田活用直接支払交付金

## ● 対象資産

- ①農地、採草放牧地
- ②農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上）
  - ・機械及び装置 ・器具及び備品 ・構築物 ・ソフトウェア
  - ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）

## 重要なお知らせ

令和7年度以降※、認定農業者等が農業経営基盤強化準備金を積み立てようとする場合、

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていることが必須となり、**位置づけられていない場合は準備金を積み立てることができなくなります。**

農業経営基盤強化準備金制度を活用している認定農業者等がある市町村におかれましては、**地域計画の速やかな策定**をお願いします。



※ 令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。

なお、地域計画に必要な地図の作成については、

- ① 甲地区のように原則一筆ごとに位置付ける地図から、
- ② 乙地区のように検討中のエリアについては、複数の候補者を記載することも可能です。

甲地区



乙地区



地域計画（目標地図を含む）は、**地域の実情を踏まえ、徐々に作り上げていくことが重要です**（最終的には甲地区のようになります。）。

（お問合せ先）  
ご不明な点は地方農政局又は  
県域拠点までにお問い合わせください。

農業経営基盤強化準備金制度については、こちらから

農業経営基盤強化準備金

検索

